

## 勸 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等を改正することを勧告する。

### 1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 扶養手当

扶養親族たる子に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を1人につき7,100円とすること。

##### イ 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を413,800円とすること。

##### ウ 勤勉手当

###### (ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.05月分）とすること。

###### (イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.5月分）とすること。

## 2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## 3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## 4 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。